

## 平成 2 2 年度 公営企業の資金不足比率について

平成 1 9 年 6 月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」が成立し，地方公営企業の資金不足比率が導入されました。

公営企業の資金不足を，事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し，経営状況の深刻度を示します。笠岡市のすべての公営企業において、資金不足はありません。

### 笠岡市の公営企業会計

- ・ 水道事業会計
- ・ 病院事業会計
- ・ 下水道事業会計
- ・ 土地造成事業会計
- ・ 工業団地造成事業会計